

広島市告示（安芸区）第５号
令和８年１月２８日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和６０年広島市条例第９８号）第１１条第２項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第１２条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井 一 實

別紙 略